

第16章 公害紛争処理制度

第1 公害審査会制度

公害審査会制度は、公害紛争処理法に基づき、国においては公害等調整委員会を、都道府県においては都道府県公害審査会（これを設置しない都道府県は公害審査委員候補者名簿を作成）を設置して大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭のいわゆる典型公害に関する紛争を和解の仲介または裁定の手続により、迅速かつ適正な解決を図ることを目的としている。

本府では、昭和45年11月1日、公害紛争処理法の施行と同時に、公害問題に造けいの深い弁護士や大学教授など10名で構成する大阪府公害審査会を設置した。

第2 大阪府公害審査会における紛争の処理状況

大阪府公害審査会が昭和47年度中に手続を行なった事件は6件で、うち2件は当該年度中に解決をみた。この内訳は表-145のとおりである。

表-145 公害紛争処理状況（昭和48年3月31日現在）

区 分	受 理 件 数	手 続 中	解 決
昭和45年度	1	0	1
昭和46年度	2	1	1
昭和47年度	3	3	0
合 計	6	4	2

これらの申請概要等は次のとおりである。

- (1) 八尾市久宝寺地区におけるカドミウムによる農作物等の被害にかかる損害賠償請求

申請年月日 昭和46年3月17日

受理年月日 昭和46年3月19日

解決年月日 昭和47年5月6日

調停委員 (株)万歳規矩樓、高橋 實、喜田村正次（堀内一弥死亡に伴う後

任)

申請当事者 筒井孝和ほか32名

相手方当事者 星電器製造株式会社

請求内容 ① 廃棄処分した米、サトイモの被害についての損害賠償として金 106,000円の支払いを求める。
② 畑12アールについて深さ30cmの土の入換えを求める。
③ 田44アールについて60cmの客土を求める。
④ 精神的被害に対する慰謝料として金 3,000,000円の支払いを求める。

解決条件要旨 相手方は申請者に対し、金 3,936,000円を支払う。

- (内訳) ① 廃棄処分した米など農作物の損害に対し、金 106,000円を支払う。
② 畑12アールの耕土15cmを入れ換えるとして、金 660,000円を支払う。
③ 田44アールに厚さ30cmの客土をするとして、金 1,320,000円を支払う。
④ 慰謝料として金 1,850,000円を支払う。

手続開催回数 2回(通算 23回)

(2) 大阪市大淀区中津浜通地区における高速道路大阪高槻線および都市計画街路淀川南岸線の建設取りやめ請求

申請年月日 昭和46年11月1日

受理年月日 昭和46年11月4日

調停委員 岡谷口知平、関田政雄、永澤信義

申請当事者 小山仁示ほか 352名

相手方当事者 大阪市、阪神高速道路公団

請求内容 計画中の高速道路大阪高槻線および都市計画街路淀川南岸線の建設を取りやめる。

手続開催回数 12回(通算 19回)

(3) 大阪市西区立売堀南通地区における倉庫からの騒音・振動に伴う損害賠償請求

申請年月日 昭和47年2月15日

受理年月日 昭和47年3月24日

解決年月日 昭和47年12月22日

調停委員 (長)松山茂二郎、喜田村正次、吉富重夫

申請当事者 間林吉子

相手方当事者 株式会社畑中商店

請求内容 ① 家屋修理費等として、金2,600,000円の支払いを求める。
② 精神的慰謝料および営業損害金として、金2,400,000円の支払いを求める。

解決条件要旨 ① 相手方は、昭和45年4月から昭和47年3月までの間、倉庫内作業により騒音・振動を発生させていたことを認める。
② 相手方は、今後、倉庫を鋼管保管用としては使用しない。
③ 相手方は、今後、倉庫を鋼管取扱業者に貸付けまたは売却しない。
④ 相手方が①から③までを承認しまたは確約したときは、申請者は損害賠償金5,000,000円の請求を放棄する。ただし、相手方は申請者に対し金一封を支払う。

手続開催回数 10回(通算11回)

(4) 東大阪市長瀬地区におけるカドミウムによる農作物等の被害にかかる損害賠償請求

申請年月日 昭和47年5月10日

受理年月日 昭和47年5月26日

調停委員 (長)万歳規矩楼、庄司光、高橋實

申請当事者 白井秀男ほか1,469名

相手方当事者 星電器製造株式会社、株式会社寺崎電機製作所、シャープ株式会社、東洋メタル株式会社、脇坂科学鍍金工業株式会社

請求内容 ① 農作物被害および休耕に対する補償として、金42,971,020円の支払いを求める。

- ② 作付転換のための費用として、金12,364,950円の支払いを求めめる。
- ③ 精神的慰謝料として、金42,461,500円の支払いを求めめる。
- ④ 会議費用等として、金 679,250 円の支払いを求めめる。

手続開催回数 14回

- (5) 高速道路大阪泉北線および同線附属街路ならびに阪和線の立体高架化計画の取りやめ請求

申請年月日 昭和47年10月14日
 受理年月日 昭和47年10月23日
 調停委員 (均)吉富重夫、庄司 光、松山茂二郎
 申請当事者 坪田幸吉ほか 1,582名
 相手方当事者 大阪市、阪神高速道路公団、日本国有鉄道
 請求内容 計画中の高速道路大阪泉北線および同線附属街路ならびに阪和線の立体高架化計画は、同線によって惹起せられる公害問題を完全に解決しない限り取りやめる。

手続開催回数 6回

- (6) 地下鉄2号線延長工事に伴う公害の予防措置請求

申請年月日 昭和47年10月23日
 受理年月日 昭和47年10月27日
 調停委員 (均)関田政雄、大和田國夫、谷口知平
 申請当事者 山本力ほか24名
 相手方当事者 大阪市
 請求内容 ① 工事時間の変更、短縮
 ② 工法の改善
 ③ 騒音・振動、地盤沈下に対する十分な対策
 ④ 健康被害（精神的被害を含む）および経済被害に対する救済